三木市指定給水装置工事事業者指定更新時確認事項

令和　　　年　　　月　　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 指定番号 |  |
| 氏名又は名称 |  |
| 代表者氏名 | **印** |
| 郵便番号、住所 | **〒** |
| 電話番号 |  |

|  |
| --- |
| １　提出先の水道事業者（水道事業者等の連携による広域開催も含む）が実施している指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去５年以内） |
|  | 受講実績（いずれかをチェック☑） |
| □ | 受講した　（　　　年　　　月　　　日受講）・（　　　年　　　月　　　日受講）* 受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。
 |
| □ | 受講していない　 未受講の理由（非公表）* 公益社団法人 日本水道協会兵庫県支部が主催する講習会を受講予定
* その他
 |
| 上記回答内容の公表の可否（いずれか１つをチェック☑） |
| □ | 公表　可　　（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。） |
| □ | 公表　不可 |
|  |

|  |
| --- |
| ２　指定給水装置工事事業者の業務内容 |
|  | 三木市で事業を行う事業所 |
| 　　事業所名 |  |
| 所 在 地 | 〒 |
| 電話番号 |  |
| 休業日（該当するものすべてにチェック☑） |
| □ 定休日（　　　　曜日）　□ 土曜日　　□ 日曜日　　□ 祝日□ ゴールデンウィーク　　　□ お盆（　　／　　　～　　　／　　）　□ 年末年始（　　／　　　～　　　／　　）□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 営業時間 |
| 　〈平　　　　日〉　午前　　　時　　　分 ～ 午後　　　時　　　分　　〈土・日、祝日〉　午前　　　時　　　分 ～ 午後　　　時　　　分 |
| 漏水等修繕対応時間（該当するものにチェック☑） |
| □ ２４時間　　　　　□ 営業時間内　　　　　□ 対応していない□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 上記回答内容の公表の可否（いずれか１つをチェック☑） |
| □ | 公表　可　　（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。） |
| □ | 公表　不可 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 漏水等修繕対応の可否（該当するものすべてにチェック☑） |
| □ | 宅地内埋設部の修繕 |
| □ | 屋内給水装置の修繕 |
| □ | その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| □ | 対応していない |
| 上記回答内容の公表の可否（いずれか１つをチェック☑） |
| □ | 公表　可　　（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。） |
| □ | 公表　不可 |
|  |  |
| 対応工事の種別（対応している工事すべてにチェック☑） |
| □ | 配水管からの分岐　～　水道メーター　の　新設工事（道路部） |
| □ | 　　　　　　　　　〃　　　　　　　　の　改造工事（道路部） |
| □ | 水道メーター　～　宅内給水装置　の　新設工事（宅地部） |
| □ | 　　　　　　　　　〃　　　　　　の　改造工事（宅地部） |
| 上記回答内容の公表の可否（いずれか１つをチェック☑） |
| □ | 公表　可　　（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。） |
| □ | 公表　不可 |
|  | ※　公表には、ホームページ等への掲載を含みます。※　公表内容に反映するため、業務内容に変更が生じた場合は、速やかに指定した水道事業者にその旨を届け出るようお願いします。 |
| ３　給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去５年以内）水道法施行規則 第36条　法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）4給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。 |
|  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受講者名（公表対象外） | 研修会名、実施団体（自社内研修は研修内容を記入） | 受講年月日（過去５年以内） |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 上記回答内容の公表の可否（いずれか１つをチェック☑） |
| □ | 公表　可　　（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。） |
| □ | 公表　不可 |

※　外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。　　添付できない場合は、記入しないでください。※　自社内研修については、研修内容を記載してください。※　受講者名は、公表の対象ではありません。※　行数が足りない場合は、この様式に続きを記入してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受講者名（公表対象外） | 研修会名、実施団体（自社内研修は研修内容を記入） | 受講年月日（過去５年以内） |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

 |
| ４　過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況水道法施行規則 第36条　法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）2　配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。 |
|  |

|  |
| --- |
| 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要の場合はチェック☑ |
| □ | 該当工事の施工なし |

※ 「２ 指定給水装置工事事業者の業務内容」の「対応工事の種別」との整合に注意してください。※ 「該当工事の施行なし」の場合は、下表への記入は任意です。過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 技能を有する者の氏名（公表対象外） | 配水管からの分岐工事の経験を有しているか下の ※注① を参照 　　○ 又は × を記入 | 該当する保有資格等に〇を記入（下の ※注②～⑤ を参照） | 工事年度 |
| ② | ③ | ④ | ⑤ |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 上記回答内容の公表の可否（いずれか１つをチェック☑） |
| □ | 公表　可　　（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。） |
| □ | 公表　不可 |

※注 ① 配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか② 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む）1. 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士
2. 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者

　　 ⑤ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者　　（配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定）※資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。添付できない場合は、記入しないでください。〇 行数が足りない場合は、この様式に続きを記入してください。過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 技能を有する者の氏名（公表対象外） | 配水管からの分岐工事の経験を有しているか前ページの ※注① を参照 　　○ 又は × を記入 | 該当する保有資格等に〇を記入（前ページの ※注②～⑤ を参照） | 工事年度 |
| ② | ③ | ④ | ⑤ |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

 |